

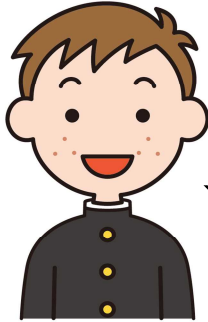
高校生の弟が成年の仲間入り！



地域見守り情報

弟 ユウ 高校生18才

高知県立消費生活センター 第211号

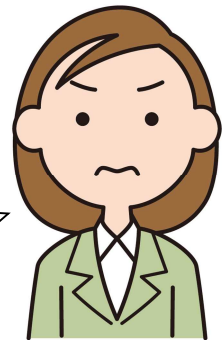


©KANAGAWA2013

お姉！ 18歳になったでえ！
お姉は、去年の4月から成年年齢が18歳に引き下げられたが
を知っちゅうかえー？ 僕も成年や！
これから僕やち、自分でスマホの契約ができる。クレジットカード
も作れるし、アパートの契約をして一人暮らしもできるがでえー。
もう自分でなんでもできる。お姉と一緒にや。

姉 カナ 会社員 20歳

なに、言いゆうがでえ。
18歳(成年)になってもできんこともあるさい。
飲酒や喫煙・公営ギャンブルもできるようになるがは20歳か
らで、あんたは、まだせられんがぞね。
あんたは、成年になったら、「未成年者取消し」(注)ができん
なることを知っちゅうかえー。
これからは、成年を自覚して責任を持って行動しいよ。



©KANAGAWA2013

ワンポイント

(注) 未成年者取消し

未成年者が契約するときは、親などの法定代理人の同意が必要とされており、その同意がない契約は原則として取り消すことができます。

18歳からできることの例

- ◆ 保護者の同意なく契約できる。
 - ・携帯電話の契約
 - ・アパートの契約
 - ・ローンを組む
 - ・クレジットカードを作る など

20歳にならないとできないことの例

- ◆ 飲酒
- ◆ 喫煙
- ◆ 競馬や競輪などの公営ギャンブル
- ◆ 養子をとること
- ◆ 国民年金保険料の納付義務 など

・困ったときは、すぐに市町村の窓口（消費者ホットライン「188(いやや)」番で最寄りの消費生活センター等につながります。）や消費生活センターに相談してください。